



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	道南地域における集落営農組織化の動向と課題
Author(s)	正木, 卓; Suguru, Masaki
Citation	北海道大学農経論叢, 65, 35-41
Issue Date	2010-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/42900
Type	departmental bulletin paper
File Information	RAE65_004.pdf



道南地域における集落営農組織化の動向と課題

正 木 卓

Trend and problem of community-based group farming in Southern Hokkaido

Masaki SUGURU

Summary

In this research, we will examine and analyze the current situations and issues with farmers, who have been engaging in "agriculture as a village," and whose purpose is to expand the population of farmers who will engage with agriculture using land-use style in the Southern Hokkaido area. This paper will be divided into different parts: First of all, it will explain the characteristics of "agriculture as a village" at the present phase in Southern Hokkaido. Secondly, it will discuss and analyze the activities of the previous organization on "agriculture as a village", using for example, Shiriuchi, Oshima. Finally, it will examine the issues of farmers who will take over or continue organizing "agriculture as a village".

1. はじめに

道南地域（北海道渡島支庁・檜山支庁）では、1970年代の減反政策以降、一方では水稲単作＋兼業構造を脱却し「水田＋野菜」の複合経営が形成され、担い手農家の経営展開は高収益が見込める野菜作に軸を移している。他方では、小規模層を中心とした高齢化に伴う離農も進行している。そのため、耕作放棄地や遊休農地が増加するなど、土地利用型農業の脆弱性が強まり、その本格的な担い手育成（註1）が課題となっている。

そこで本稿では、道南地域において土地利用型農業の担い手育成を目的とした集落営農組織化の取り組みに注目し、その実態と課題を検討する。具体的な構成は次のとおりである。第1に、道南地域における現段階的な農業の特徴を整理する。第2に、道南地域における集落営農組織化へ向け

た取り組みとして渡島支庁管内知内町の事例を取り上げ、前身組織の活動と集落営農組織化へ向けた取り組み、その実態分析を行う。最後に、担い手としての集落営農組織化の課題を検討する。

2. 道南農業の現段階的特徴

1) 土地利用型農業の状況

直近（2005年）の農林業センサスによれば、全道の経営耕地面積が約107万haであるのに対し渡島支庁では約2万ha、檜山支庁が約1.6万haとなっている（第1表）。一戸当り経営耕地面積は渡島支庁8.2ha、檜山支庁8.8haで、全道の19.6haと比較すると零細である。このように、一戸当たり耕地面積が8ha台に過ぎない道南地域においては、水田・畑作経営所得安定対策において市町村特認が設定されたといえども、対策の担い手要件を満

第1表 道南地域の土地利用の状況

	農 家 戸 数 (戸)				経 営 耕 地 面 積 (ha)					
	総農家	販 売 農 家	自 給 的 農 家	経 営 地	一戸当	田	稲作付	転 作	普通畑	牧草専用地
全 道	59,108	51,990	7,118	107,222	19.6	226,115	125,753	97,153	359,061	471,750
渡 島	3,390	2,350	1,040	20,235	8.2	5,214	3,151	1,820	6,179	8,507
檜 山	2,353	1,677	676	16,007	8.8	8,462	4,414	3,859	4,569	2,664

資料：「農業センサス」2005年より作成。

注) 経営耕地面積は、農業経営体の耕地面積を用いた。

第2表 北海道の代表的水田地域との比較

年次	空 知			上 川			渡 島			檜 山		
	規 模 (ha)	稲作単一 経営割合 (%)	野菜経営 割合 (%)	規 模 (ha)	稲作単一 経営割合 (%)	野菜経営 割合 (%)	規 模 (ha)	稲作単一 経営割合 (%)	野菜経営 割合 (%)	規 模 (ha)	稲作単一 経営割合 (%)	野菜経営 割合 (%)
1990	6.3	41.5	10.4	4.5	32.1	11.8	2.4	21.3	26.1	3.6	33.2	12.0
1995	7.3	62.2	16.4	5.2	39.4	20.8	2.6	19.3	29.4	4.0	36.0	12.5
2000	8.5	47.3	19.1	6.1	32.9	25.8	3.0	14.4	35.0	4.7	28.7	12.1
2005	10.0	37.2	18.4	7.2	27.2	23.2	3.5	13.1	39.6	5.7	27.0	15.1

資料：「農業センサス」より作成。

注1) 規模は、田の平均面積である。

注2) 野菜経営割合は、販売農家統計の「販売あり農家」中に占める割合である。

第3表 耕作放棄地面積割合

支 庁	耕作放棄地面積比率 (%)
全 道	2.0
石 狩	3.4
渡 島	12.8
檜 山	6.0
後 志	6.5
空 知	1.1
上 川	1.9
留 萌	2.8
宗 谷	2.4
網 走	1.1
胆 振	4.4
日 高	2.9
十 勝	0.6
釧 路	2.2
根 室	1.0

資料：「農業センサス」2005年より作成。

注) 耕作放棄地面積比率は、耕作放棄地面積(農家+土地持ち非農家)/(農家の経営耕地面積+農家の耕作放棄地面積+土地持ち非農家の耕作放棄地面積)

たない農家が少なくない。

土地利用の状況では、道南地域は複合経営農家率が高い。それは、「水田+野菜」での複合経営においてみられる。第2表は、北海道を代表する空知・上川の水田地域と道南地域を比較し、野菜経営割合の推移をみたものである。これによると、水田地域である空知・上川においても野菜経営が増加、あるいは一定水準で推移しているが、道南地域とくに渡島支庁において野菜経営農家が増加している。

2) 耕作放棄地の状況

次に、道南地域における耕作放棄地の発生動向についてみていく。北海道の支庁別にその状況を見ると(第3表)、耕作放棄地面積比率が最も大きいのが渡島支庁で12.8%となっており、北海道の中で耕作放棄割合の高い地域となっている。表出していないが渡島支庁管内の農業を主軸とする

市町村で耕作放棄地面積割合をみると、最も割合が大きいのは知内町で13.5%、次いで旧上磯町13.1%、木古内町11.4%、七飯町10.7%、旧大野町10.2%と、いずれの町村も土地利用型農業ではなく、施設・露地野菜作の集約的な農業を主軸としている町村である。

細山〔1〕は、道南地域における耕作放棄地の発生を、借地展開と耕作放棄地発生、経営耕地面積減少との関係から分析している(註2)。細山の分析を踏まえ、道南地域における耕作放棄地発生の要因を付け加えて指摘しておきたい。それは、北海道では珍しい第2種兼業地帯であることと、密接な関係を有すると考えられる。20世紀最大の国土開発事業といわれた「青函トンネル工事」に従事していた労働者の大半が、この地域出身の兼業農家だったのである。青函トンネルの工事中、彼等の多くは通勤兼業であったが、工事が終了すると同時に、都府県への出稼ぎ労働者となって、農業部門も出稼ぎの支障にならないように、零細規模の水稲に単純化した。高齢化のため出稼ぎができなくなると、彼等は故郷に戻り、作業委託に依存しながら自家飯米を生産したり、農地を貸し付け、生活を維持してきた。

彼等が亡くなった時点で、遺産相続人はもはや地域には住んでいる人が少なく、農地のかなりの部分が耕作放棄地になってしまったのである。この状況は、府県の耕作放棄地発生のメカニズムと良く似通っている。府県のように土地所有者が地域に在住している通勤兼業地帯では、集落の共同的機能は残存しているケースは多いが、出稼ぎ兼業地帯は兼業の深化によって共同体的絆まで断ち切ってしまったケースも多かった。

出稼ぎ兼業を避け、農地の拡大が制約される中

で、道南特有の温暖な気象条件を生かした無加温ハウスによる野菜作の導入で、経営の自立化を達成した専業農家群も出現した。道南地域の中でも、渡島管内は野菜作に特化した農家が多いが、檜山管内では野菜作のウエートを高めつつある反面で、兼業の深化を物語る稲作単一経営が色濃く存在している（第2表）。

3）組織化の状況

前述のように、一戸当たり耕地面積がおよそ8haに過ぎない道南地域では、市町村特認が設定されたといえども個別経営として「経営耕地面積が10ha以上の認定農業者」という対策の担い手要件を満たす戸数は限られている。道南地域の農業者の多くは、法人または集落営農組織を結成しそのメンバーとならなければ対策の支援対象とはならない。

また、耕作放棄地の増加や高齢農家が多く離農が増加している現状で、限られた担い手が供給農地の受け手とならざるを得ないのであるが、十分な労働力を確保できるとはいいい難い個別経営がその役割を果たすのは難しい状況にある。遊休化が懸念される農地を維持する必要に迫られるならば、複数の農家が結集して農地の受け皿となる組織を設立することが求められる。

これまでの道南地域は、地域農業全体が危機的状況にある中でも、農業者の個別志向の強さなどから、北海道の中で組織化が進展していない地域

であるといわれてきた（註3）。だが、第4表に示したように、前述のような状況から全道の動きには及ばないものの、法人とくに協業法人設立による組織化が進展してきている。また、北海道において、集落営農組織は担い手としての位置づけが小さい状況といえるが（註4）、道南地域においては、対策の担い手要件を満たす目的や、耕作放棄地が懸念される農地を維持するという地域農業の維持を目的とした形で、集落営農組織化の萌芽がみられている。

以降では、集落営農組織化へ向けた取り組みとして知内町の事例を取り上げ、その実態をみていくこととする。

3．道南地域における集落営農組織化の取り組み - 知内町の事例 -

1）知内町農業の概況

知内町は、北海道の南端渡島半島の南西に位置し、東側は津軽海峡を隔てて青森県下北半島を望み、木古内町、福島町と境界を接している。

総農家数は1970年に642戸を数えたが、2005年には238戸（販売農家197戸、自給農家41戸）まで減少し、1970年対比の割合は37.1%となる。それに伴って、1戸当たりの平均経営耕地面積は、2.3haから4.8haへと拡大している。また、道南地域の特徴が反映され第2種兼業農家の割合は高いが、年々減少傾向にあり2005年現在65戸（33%）となっている。後継者がいる経営は39戸（20%）である。

総耕地面積は1,950haであり、主な作付は水稻485ha、大豆109ha、小豆6ha、ばれいしょ12ha、野菜62ha、牧草566haとなっている（第5表）。基幹部門は米と施設野菜であるが、近年優勢なのは施設野菜であり、ニラ、ハウレンソウ、トマト、みつばなどを中心とした野菜は年々生産が拡大し、知内町の農業基盤および農家経済を支える重要な作物となっている。特にニラ生産は、1970年代に減反政策が始まったことを契機とし、1971年から作付けがはじまっており、同年に45aの作付けであったものが、2006年には25haまで拡大している。ニラの作付けが拡大したのは、知内町がニラの早出、無加温ハウスの北限地であり、その有利性があつたため全道一のニラ産地形成につ

第4表 組織化（法人）の状況

地域	法人数(戸)			構成割合(%)		
	1戸1法人	協業法人	計	1戸1法人	協業法人	計
石狩	132	69	201	65.7	34.3	100.0
渡島	14	32	46	30.4	69.6	100.0
檜山	13	18	31	41.9	58.1	100.0
後志	49	39	88	55.7	44.3	100.0
空知	197	107	304	64.8	35.2	100.0
上川	116	142	258	45.0	55.0	100.0
留萌	6	29	35	17.1	82.9	100.0
宗谷	13	18	31	41.9	58.1	100.0
網走	232	81	313	74.1	25.9	100.0
胆振	68	51	119	57.1	42.9	100.0
日高	331	172	503	65.8	34.2	100.0
十勝	252	141	393	64.1	35.9	100.0
釧路	28	41	69	40.6	59.4	100.0
根室	83	20	103	80.6	19.4	100.0
合計	1,534	960	2,494	61.5	38.5	100.0

資料：農林水産省「農地年報」および北海道農政部資料より作成。

注）表中の数値は、2008年1月現在。

第5表 知内町農業の概況

項目	単位	項目	単位
販売農家戸数	197(戸)	経営耕地面積	1,950(ha)
専業農家	79(戸)	主要作物の作付面積	
第1種兼業農家	53(戸)	水稻	485(ha)
第2種兼業農家	65(戸)	大豆	109(ha)
		小豆	6(ha)
後継者の状況		ばれいしょ	12(ha)
同居後継者	30(戸)	野菜	62(ha)
他出後継者	9(戸)	牧草	566(ha)
借地のある農家	67(戸)	畜産概要	
借地面積	292(ha)	乳用牛飼養戸数	18(戸)
		乳用牛飼養頭数	210(頭)
農業産出額		肉用牛飼養戸数	13(戸)
合計	5.5(億円)	肉用牛飼養頭数	90(頭)
うち、耕種	4.9(億円)		
うち、畜産	0.6(億円)		

資料：「農業センサス」および「北海道農林水産統計年報」より作成。

注) 2005年の実績を示した。

ながったのである。

農業産出額をみると、2005年で5.5億円（耕種4.9億円、畜産6千万円）であり、耕種が主体である（第5表）。特にニラは野菜類の産出額の9割を占めるまでになっている。ニラの作付が拡大し、農業所得の上昇をもたらした一方で集約的野菜作が進行したことで、土地利用型農業が衰退傾向にあり、それに関わる農地の不耕作化が進み（註5）、前述のように耕作放棄地の増加が顕著となっている。

2) 集落営農組織化の取り組みとその後の展開

(1) 地区の概況

集落営農組織化の取り組みとして設立された森越営農生産組合（以下、「営農生産組合」）は、知内町森越地区の山間部に位置する。地区内の経営耕地面積は250haであり、農協組合員戸数が24戸、うち専業農家は7戸である。知内町全体でニラの作付けが広がっているが、森越地区においてもニラの作付けを行っている農家は7戸あり、他にもトマトやみつばなど施設野菜を作付けしている農家は13戸ある。営農生産組合組合長の聞き取りによれば、総耕地面積250haのうち、田地は65haで、そのうち15haで水稻作付けが行われており、残る50haは転作田である。畑地は180haで、実際に耕作がされている畑地は25ha、残る155haは未耕作地となっている。経営耕地面積の約6割が不作付地となっている。畑地については、10年ほど前

に開畑された部分もあるが、現在不作付地になっている部分は開畑された土地ではなく、昔からの土地に多い。

(2) 前身となる生産組織の活動

「営農生産組合」は、2007年2月、知内町森越地区と中の川地区の農家によって設立された組織である。前身にあたる組織は、1972年設立の森中トラクター利用組合（以下、利用組合）である。第2次構造改善事業を利用し隣の集落である中の川地区の一部を巻き込んで設立されたこの組合は、稲作作業の共同作業と機械・施設の共同所有・共同利用を目的としている。共同作業の内容は、稲作の育苗から乾燥・調製までの一連の作業である。利用組合所有の機械・施設は、トラクターをはじめ田植機・コンバイン・乾燥施設などある（第6表）。現在の構成員は33戸（森越地区25戸、中の川地区8戸）で、設立当初から構成員の増減はない。組織構成であるが、育苗・移植部、トラクター部、防除部、刈取・乾燥調製部の4部門に分かれている。防除も町内の防除組合（ヘリ防除）とは別に利用組合独自で行われており、作業体系はヘリ防除ではなく動力散布機を使用している。乾燥・調製は、利用組合の乾燥施設で一次乾燥（初水分17%）を行い、広域のライスターミナルに半乾粒で出荷している。一連の作業を組合で行うため、個々の稲作農家が行う作業は、育苗・耕起・水管理・畦畔草刈りのみである。

一貫した共同作業を展開してきた利用組合であるが、年々利用者数（員内外）が減少し且つ専業農家は7戸のみという現状から2006年の収支でみ

第6表 利用組合所有の機械・施設の概要

施設・機械	面積・台数	購入年度	事業名	備 考
機械格納庫	236.2m ²			催芽機等付属施設を含む
育苗施設	125.4m ²	1956年	2次構	
ビニールハウス	14棟			
初乾燥施設	2574m ²	1978年	自己資金	
乾燥機	4基(33石)			
乾燥機	4基(41石)	1978年	自己資金	
乾燥機	8基(5.1石)	1995年	農業経営育成 対策事業	
トラクター	3台(50,55,79馬力)	1984年	自己資金	
田植え機	2台(6条刈り)	1986年	自己資金	
田植え機	1台(8条刈り)	1995年	農業経営育成 対策事業	
コンバイン	1台(5条刈り)	1986年	自己資金	農業経営育成 対策事業
搬入排出用搬送機	一式	1995年	自己資金	

資料：組織の聞き取りにより作成。

ると収入が約1,100万円、支出が約1,080万円と約20万円の黒字ではあるが、年々収入部分は落ち込む傾向にある（註6）。

（3）集落営農組織化へ向けた取り組み

地区（集落）全体をカバーしてきた利用組合の機能が後退し、それと同時に集落全体の活動も停滞するという状況から、利用組合の中でとくに専業農家7戸の強い働き掛けによって利用組合構成員全戸が参加しての集落営農組織設立の機運が生まれた。

それに関する話し合いが行われるようになり、2006年に行政支援によるリーダー活動費（集落営農育成・確保緊急支援事業補助金）217,000円を利用し、集落営農組織設立の準備が行われたのである。

設立準備当初は、利用組合の構成員33戸全てが参加しての組織設立を目指していたが、構成員全戸の合意形成には至らず、話し合いを主導してきた地区のリーダー農家（№6）とその趣旨に賛同した有志の農家を加えた9戸で、集落営農組織設立に向けた具体的な協議が始められた。

組織化の目的は、大きく3つあり、1つは、地区内の利用組合の機能が後退する中で利用組合を整理し、これまでの利用組合機能を保持した集落全体が参加する組織化を進めることである。

2つ目は、地区内で担い手要件を満たさない農家が存在したため組織化を行い、それをカバーすることである。

3つ目は、集落営農組織を設立し対策に乗れば、機械の更新に関する補助事業（1/2補助）があったことである。このような目的から、9戸の農家で集落営農組織化を検討した。

しかし、具体的な設立協議段階で大豆の過去実績に関して問題が発生したのである。それは、メンバーの一人が大規模に大豆を作付けし実績があったのであるが、それ以外のメンバーは実績がなく、仮に9戸で集落営農組織を設立し対策に加入申請した場合、大豆を多く作付している農家が固定払を分配することに懸念を覚え離脱してしまったのである。そのため、2つ目の目的であった要件を満たさない農家を巻き込んだ集落営農組織設立を断念し、最終的に2戸がメンバーから離脱し、5年後の法人化を目指して残る7戸の農家に

よって、まずはトラクター部門の共同作業を行う「営農生産組合」を設立したのである。

（4）営農生産組合の活動実態

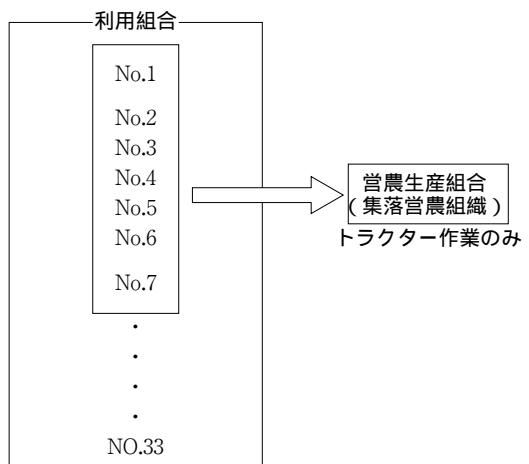
本組織は2007年2月、地区内のトラクター利用組合の構成員7戸（第7表）によって設立された。組織構成をみると（第1図）利用組合、「営農生産組合」の2つの組織単位が存在しているが、現時点では利用組合構成員である7戸の農家が利用組合の一部作業を分離させた形で「営農生産組合」を設立している。したがって、活動内容は利用組合でおこなっていたトラクター作業であり、ロータリ・プラウ耕などの一般作業、堆肥散布、牧草作業などである。オペレーターについては、「営農生産組合」が構成員を雇用するかたちをとり、専属1名、臨時2名である。「営農生産組合」所有の機械・施設はなく、トラクター、アタッチメントについては利用組合から賃借している。大豆機械は知内町豆類機械作業受託組合からプランターを賃借し利用している。

第7表 構成員の概要

（単位：ha）

構成員	年齢 (才)	農用地面積								
		所有面積			借地面積			経営面積		
		田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
No.1	70	0.0	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	1.5
No.2	66	0.5	2.9	3.4	0.0	0.0	0.0	0.5	2.9	3.4
No.3	65	0.0	0.4	0.4	0.6	0.0	0.6	0.6	0.4	1.0
No.4	58	7.8	1.9	9.7	17.4	2.8	20.2	25.2	4.7	29.9
No.5	56	4.9	4.3	9.2	8.3	1.4	9.7	13.2	5.7	19.0
No.6	52	9.0	1.2	10.2	3.2	0.4	3.7	12.2	1.6	13.8
No.7	47	1.6	0.5	2.1	0.0	0.0	0.0	1.6	0.5	2.1
合計		10.6	1.7	12.3	3.2	0.4	3.7	13.8	2.1	15.9

資料：組織提供資料より作成。



第1図 利用組合と営農生産組合の関係

上述のように、集落営農組織化の取り組みとして設立された「営農生産組合」であるが、利用組合の一部作業のみを行う組織としてしか現時点で機能していない。

4. おわりに

これまでみてきたように、道南地域では耕作放棄地の増加が著しく、その現状の中で少なからず耕作放棄地問題を意識しながら地域農業の維持・発展に寄与する組織化がなされた実態をみてきた。

土地利用型農業の担い手として集落営農組織化への取り組みの萌芽がみられることは新たな展開として注目すべき点である。

しかし、事例の「営農生産組合」は、集落営農組織化へ向けた自発的に取り組まれた事例ではあるが、集落営農組織として集落ぐるみ型の組織の設立を目指していたのであるが、全戸の合意形成を図れず断念し、数戸の有志により協業経営法人を設立することによって、地域農業の核を担う基盤を整えようとしている。現在は、法人設立へ向けた準備段階にあり、「営農生産組合」として利用組合の機能の一部を受け持っている。

このように、集落営農組織化へ向けた取り組みではあるが、「担い手組織」として純化し切れずにある要因として、次の3点が挙げられる。

第1に、農業者の個別志向が強いことである。近年、道南地域においても組織化（法人）が進展してはいるが、北海道の中核地帯と比較すると未だ組織化の進展は鈍い状況にあり、事例でみるように危機的意識から組織（集落営農）を形成しようとしても組織での対応よりも個別での対応に有利性を見出してしまっている。つまり、水田・畑作経営所得安定対策の要件（作付の過去実績）が集落営農を阻害するという皮肉な結果をつくった。

第2に、集落内の専業農家の経営も多岐に渡っていることである。道南地域は元々水稻を中心とした農業が展開されてきた地域であるが、水稻収入を補完する目的から野菜作が進行してきた。そのため、北海道の中核地帯のように転作があまり進まず、土地利用型農業部門が衰退傾向にある。その結果、政策の対象品目の有無でみても、地区内の経営形態は野菜が中心であるため対策の対象品目が少なく実績もないことから、対策の補助も

受けられず組織として統一を図ることが困難となっている。

第3に、自発的な取り組みに対するバックアップがないことである。集落（農事組合）レベルの動きとして集落営農組織設立に向けた取り組みが起動したのであるが、市町村（農協）レベルとして支援する動きには繋がらず、集落（農事組合）レベルの動きが先行してしまっている。

以上のことから、設立準備段階で目的としていた集落全体での組織化は結果的に失敗に終わり、現在のような利用組合の一部を切り離した形で「営農生産組合」を設立し、法人化に向けてのワンステップとして現在の組織形態が選択されているといえる。

道南地域における土地利用型農業の再構築に向けた取り組みは端緒についた段階であるが、市町村（農協）レベルでは、広域の転作受託組織の設立（註7）、「ブロック構想」の検討（註8）、

米（ふっくりんこ）や大豆（タマフクラ）のブランド形成を模索している（註9）。他方、集落（農事組合）レベルの動きとして、事例で取り上げたように集落営農組織設立に向けた取り組みが起動しているが、担い手組織に純化し切れずに再編途上にあり、現段階としては担い手として定着できているとはいえない。

しかし、高齢化に伴う離農や耕作放棄地が増加傾向にある中で、複数の農家が結集して集落営農や複数戸による農業生産法人といった組織的な対応をとることが重要な選択肢と考えられる。こうした組織的な担い手を定着させるためには、市町村（農協）レベルですでに打ち出されている農業振興策の中に、本稿で取り上げたような集落（農事組合）レベルの活動を位置づけ、組織化に積極的に関与し支援していくことが必要である。

脚注

（註1）本稿では、「担い手」とは、経営所得安定対策大綱において育成すべき経営体として提示された「経営耕地面積が北海道10ha以上の認定農業者」と「一定期間内に法人化する集落営農組織」を指し限定的な意味で用いた。

（註2）細山[1]は、道南地域における耕作放棄地の発生を次のように分析している。第1に、道南地

域では農地の供給が多い下で借地率も高まるものの、担い手の層が薄く、条件不良農地も多いことから、引き受けられずに放棄される農地も多い状況を分析している。第2に、道南地域などでは、中山間地が含まれることから、土地条件に劣る農地は購入されずに借地で対応され、それが最終的（農家のリタイア）に耕作放棄地へ転化しているのではないかと分析している。

- （註3）北海道地域農業研究所[2]を参照した。
- （註4）北海道における集落営農組織の展開については、山田[9]に詳しい。山田は北海道における集落営農数（396）は、全体の担い手数（総農家戸数54,616戸、農業生産法人数2,182）のわずか0.7%にとどまると分析し、北海道農業において、集落営農の担い手としての位置づけは低位な状況にあると指摘している。
- （註5）農地の不耕作化については、井上[3]に詳しい。井上は疎放化された農地とは、利用者の作付意向が失われた土地のことを意味しているとし、厚沢部町を事例として集約作物振興が図らずも農地の疎放化に結びついていると指摘している。
- （註6）利用組合の収入・支出に関しては、組合の意向により示していない。
- （註7）知内町では、平成20年に知内町豆類機械作業受託組合のメンバーを中心に、土地利用型農業の再構築を目的として「知内町畑作生産組合」が設立された。構成員は33戸で、適期収穫による等級比率の向上、作業体制の確立を目指している。また、若手農業者を中心に、彼らの自主的な組織活動（4Hクラブ、農協青年部）の中から、組織活動を媒介とした土地利用型農業の担い手としての「共同利用・受託組織」が立ち上げられ、農地利用の高度化に向けた取組が行われている。
- （註8）知内町では、町・農協によって、町全体を単位としたブロック化構想が検討されている。具体的な検討までには至っていないが、知内町には9つ集落が存在し、実質的に集落間の作目の差がないため、地区全体での団地化が検討されている。もしそれが実現できない場合は、集落内での団地化が検討されている。
- （註9）道南地域では、広域農協である新函館農協を中心として、米（ふっくりんこ）大豆（タマフクラ）のブランド形成が積極的に図られている。特に米では、生産者、JAが一体となり（ライスターミナルでの精米等）、JA独自の販売も推進されている。

引用文献

- 〔1〕細山隆夫「北海道における農業構造の変化と将来展望 - 2005年センサス分析による地域農業の動向把握 - 」『北海道農業』、No.36, 2009年。
- 〔2〕北海道地域農業研究所編『北海道における農業生産法人と農協』北海道地域農業研究所, 2007年。
- 〔3〕井上誠司「労働力支援組織による集約作物の振興と土地利用問題」『農経論叢』VOL.55, 1999年。
- 〔4〕農業問題研究会編『土地の所有と利用』筑波書房, 2008年。
- 〔5〕太田原高昭『系統再編と農協改革』農山漁村文化協会, 1992年。
- 〔6〕坂下明彦『北海道の農業地帯構成に関する報告書』北海道大学農学部, 1998年。
- 〔7〕田代洋一『集落営農と農業生産法人 - 農の協同を紡ぐ』筑波書房, 2006年。
- 〔8〕宇佐美繁「戦後の北海道農業論」『北海道農業論』日本経済評論社, 1984年。
- 〔9〕山田洋文「北海道における集落営農の展開状況と定着に向けた検討課題」『水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織等の動向と今後の課題』農林水産政策研究所, 2009年。
- 〔10〕柳村俊介「中山間農業」『北海道農業の地帯構成と構造変動』北海道大学出版会, 2006年。